

【主な相違点】

特定健康診査受診券と過渡期用受診券（別添1）、特定健康診査受診券（セット券）と過渡期用セット券（別添2）の主な相違点は以下の通りです。

（1）特定健康診査受診券と過渡期用受診券の主な相違点

印字位置の変更、切り取り箇所の変更

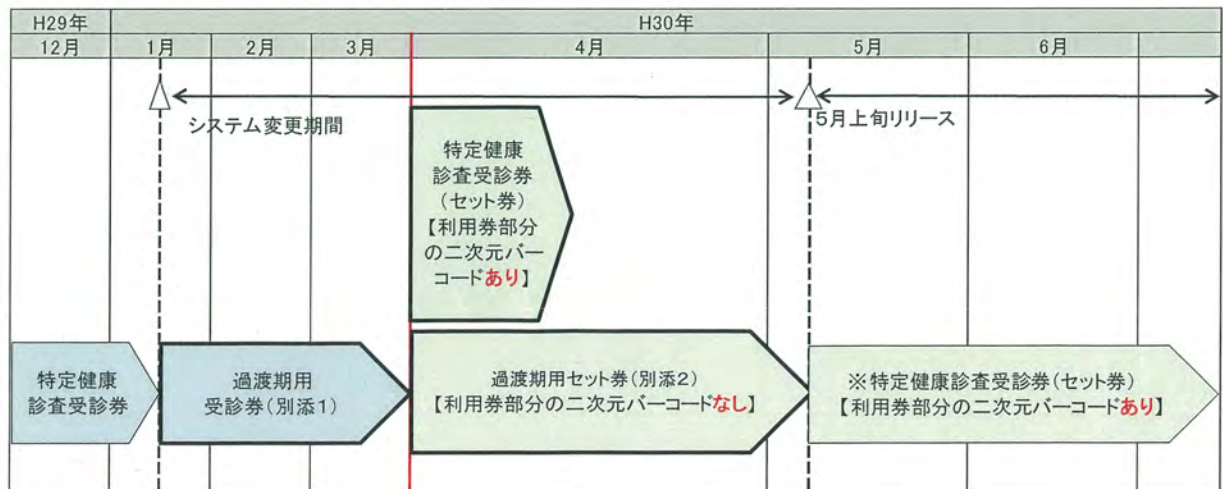
（2）特定健康診査受診券（セット券）と過渡期用セット券の主な相違点

過渡期用セット券には、利用券用の二次元バーコードが未印字のため、教示文（本セット券には利用券用の二次元バーコードはついておりません。）を印字

【混在期間（予定）】

- ・ 特定健康診査受診券及び過渡期用受診券の混在期間
平成 30 年 1 月 9 日から平成 30 年 3 月 31 日
- ・ 特定健康診査受診券（セット券）及び過渡期用セット券の混在期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

【図 1：協会けんぽにおける発行スケジュール（予定）】



※平成 30 年 5 月 7 日以降に新規発行（再発行を含む）したセット券についてはすべて二次元バーコードが印字されています。

